

資料
No. 4

これまで出された主な意見について

これまでに出された主な意見について

I 平成23年度末までの暫定措置

(1) これまで講じてきた暫定措置の効果

① 個別延長給付

- 再就職のための支援を計画的に行うことが必要という理由で公共職業安定所長が個別延長給付の認定を行う場合について、濫給を防止するためにも、インターバル期間を置くなどの工夫が必要ではないか。

② 受講手当

- 受講手当を引き下げることにより教材費が賄えなくなるという状況にならない限りは、日額200円引き上げている暫定措置を終了することも視野に入れるべきではないか。

(2) 今後の暫定措置の取扱い

- 個別延長給付などの暫定措置は、基本手当受給者の就職までの切れ目のない生活保障に大きく役立っている。東日本大震災震災の影響もあり、雇用失業情勢が回復するまでは、当分の間継続すべきではないか。

II 継続検討とされている論点

(1) 基本手当の水準（給付率、給付日数）

- 基本手当の水準は、平成15年の改正時に苦渋の決断で引き下げたものであり、積立金が回復している現状において、以前の水準に戻すことも検討すべきではないか。
- 制度改正により、被保険者の範囲が拡大していることもあり、積立金への影響は慎重に考えるべきではないか。
また、求職者支援制度もスタートしたばかりであり、労働政策全体として、セーフティネットの拡充をどのように図っていくかという観点から議論すべきではないか。

(2) マルチジョブホルダー

- 育児・介護等により非正規雇用で掛け持ちの仕事をせざるを得ない方々に対するセーフティネットが未整備であるので、これらの方々への適用について検討すべきではないか。
- 実態が十分に把握できていないことや、保険料の負担割合・徴収方法などクリアすべき技術的課題や実務的課題も多いため、少し期間をかけて中長期的に議論していくべきではないか。

(3) 高年齢雇用継続給付

- 高年齢雇用継続給付は、実態としては広く定着・活用されており、是非とも現行制度を継続又は拡充していただきたい。併せて、高年齢雇用継続給付の国庫負担を復活してもらいたい。
- 年金の支給開始年齢引き上げていったことを一部高年齢雇用継続給付で引き受けている状況にあるが、この制度がなくても65歳まで働ける社会が理想であり、将来的にはその在り方を再検討すべきではないか。

(4) 65歳以降への対処

- 希望者全員の65歳までの雇用も未だ確保できていない現状では、時期尚早である。また、65歳以降の者も雇用保険の適用対象とすると、65歳以上の者も社会の担い手として活用することにより、年金支給開始年齢の更なる引上げにつながりかねないため、現行制度は維持すべきではないか。
- 65歳以上の方々を労働政策の中でどう位置付けていくかは大きな問題であり、現在は現行の枠組みを維持すべきではないか。

(5) 教育訓練給付

- 非正規労働者が教育訓練給付をより活用できるようにするための方策を検討すべきではないか。
- 指定講座については、本来の目的に合致するものに絞るべきではないか。

Ⅲ 財政運営について

(1) 失業等給付に係る財政運営

- 保険料率は弾力条項を発動して引き下げるべきである。
- 国庫負担については、暫定措置を廃止し、本則に戻すべきである。

(2) 雇用保険二事業に係る財政運営

- 景気情勢・雇用情勢の先行きが不透明であるため、引き続き、雇用調整助成金に係る柔軟な対応をすべきではないか。
- 雇用調整助成金は雇用維持に役立っているが、安定資金の状況が厳しいことに鑑みると、現在の要件緩和を見直していくことを考えるべきではないか。
- 雇用調整助成金は、短期的な経済変動に対して雇用を守るという意味で非常に意味があるので、国庫負担も含めた財政措置を検討すべきでないか。
- 雇用安定資金にある程度残高がないと、機動的な対応が困難である。収入には限界がある以上、支出を徹底的に抑えていくしかないのではないか。